

令和 7 年度
下関市 SNS 用動画制作
および配信業務
プロポーザル実施要領

令和 7 年 9 月
下関市産業立地・就業支援課

■下関市SNS用動画制作および配信業務

1 目的

「下関市奨学金返還支援補助金制度」の制度改正に伴い、現行及び拡充された対象層に向けた SNS 用動画の作成・配信を行い、制度利用者の増加を目指すことを目的とする。

2 業務の名称

令和7年度下関市SNS用動画制作および配信業務

3 業務の内容

別紙「令和7年度下関市SNS用動画制作および配信業務」のとおり

4 予算

見積り限度額 4,000千円（消費税及び地方消費税相当額含む。）
（配信に伴う費用は上限2,500千円とする。）

5 日程

日付	項目
2025年 9月25日（木）	公告
10月 1日（水）	質問書の提出期限
10月 3日（金）	質問書の回答予定日
10月 7日（火）	参加申込書の提出期限
10月 9日（木）	参加資格確認通知
10月23日（木）	提案書提出期限
11月 4日（火）	プレゼンテーション

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれも該当していないこと。
- （2）公告の日から5年以内において、国又は地方公共団体その他公共団体と「本業務と同種」の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。
- （3）令和7年9月1日現在において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿「企画製作」中「広告広報」に登録している事業者であること。
- （4）公告の日から契約締結の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問

プロポーザル参加にあたって質問事項等がある場合は、質問票を期限までに提出すること。

ア 提出期限 令和7年10月1日（水）午後5時 必着

イ 提出書類 別紙「質問書（様式第1号）」のとおり

ウ 提出方法 電子メール「sgsangyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp」
によること。送信後は電話にて着信確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者のみに対し、次のとおり行う。

ア 回答日 令和7年10月3日（金）まで

イ 回答方法 電子メールによる。

（ア）競争性の確保に影響する恐れがある内容（参加者数、参加者名等）については、回答しない。

（イ）個別案件に係る質問や簡易な質問については、その都度、回答する場合がある。

8 プロポーザル参加申込手続

本業務に参加を希望する者は、令和7年度下関市SNS用動画制作および配信業務プロポーザル参加申込書（様式第2号）（以下「参加申込書」という。）に「6（2）」を有していることがわかるもの及び企業概要票（様式第3号）を添付して提出すること。

(2) 提出期限 令和7年10月7日（火）午後5時 必着

(2) 提出先 産業立地・就業支援課

(3) 提出方法 電子メール「sgsangyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp」
によること。送信後は電話にて着信確認を行うこと。

(4) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和7年10月9日（木）

イ 通知方法 電子メールによる。

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して5日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができるものとする。

9 提案書作成方法

(1) 提出書類 提案書 正本1部、副本5部

(2) 提出期限 令和7年10月23日（木）正午 必着

(3) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合は、提出書類を封筒に入れ、封筒に申込企業の商号又は名称及び「令和7年度下関市SNS配信用動画制作および配信業務提案書在中」と記載すること。また、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとする。

(4) 提案書の作成方法

別紙「企画提案書作成要領」のとおり

(5) 提出先 下関市産業立地・就業支援課

(6) 選考書類の再提出

選考書類の再提出は、上記(2)の提出期限内に限り認める。

10 審査方法

プレゼンテーションを実施し、審査委員会による審査を行うこととする。

(1) 実施日 令和7年11月4日(火)

時間・場所については参加資格審査の結果と併せて通知する。

(2) 評価基準

「令和7年度下関市SNS用動画制作および配信業務プロポーザル評価基準」のとおり。

(3) 候補者の選定方法

ア 市が設置したプロポーザル審査委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行う。

イ 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計(以下「総合点」という。)が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行う。候補者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う場合がある。

ウ イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には高い順位をつけた審査委員の数が多い者を候補者として選定する。

エ 上記にかかわらず、総合点が評価点全体の50%未満の場合には候補者として選定しない。

11 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後に失格者を除く全ての企画提案者に選定結果通知書(様式第5号)により通知する。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を下関市のホームページ(事業者の方へ>入札・契約・登録>下関市業務委託等の部屋>プロポーザル情報)に公表する(様式第6号)。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

1 2 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (3) 契約保証金については下関市契約規則第29条による。ただし、同第30条の各号に該当する場合には契約保証金を免除する。該当する場合は、下関市産業立地・就業支援課（以下「市」という。）が求める必要書類を提出すること。
- (4) 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、別紙「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

1 3 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正は受託候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとする。

1 4 その他

- (1) 提出書類等の取扱い
 - ア 提出された書類等は返却しないものとする。
 - イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めない。
 - ウ 提出された書類等は、選定を行う作業に必要な範囲において複製する。
 - エ 提出された書類等は、本業務の受託候補者選定以外の目的には使用しない。
 - オ 提案内容に含まれる著作権・特許権など日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。
- (2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。止むを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それま

でに要した費用を市に請求することはできない。

- (3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、プロポーザル参加辞退届出書（様式第4号）を提出するものとする。なお、辞退届出書の提出があった場合でも、それまで提出された書類は返却しない。
- (4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。なお、参加資格を喪失した者には喪失日以降対象の文書は通知しない。
 - ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
 - ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ 価格提案書（参考見積り）の金額が、見積り限度額を超過した場合
 - カ プロポーザル参加者が辞退したとき。
 - キ その他、公平な調達の観点から明らかに不正又は不誠実とみなされる行為があったとき。
- (5) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (6) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容について、いかなる相談を行ってはならない。
- (7) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときには、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させないことがある。
- (8) 事故又は不正な行為等、本業務の調達に関して重大な支障があるときは、プロポーザルを中止又は実施スケジュールを変更することがある。
- (9) 参加申込者また企画提案者が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。
- (10) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (11) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (12) 本業務に関し、市から受領又は閲覧した資料等は、市の了解なく公表又は使用してはならない。

(13) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。ただし、固有名詞等で外国語を用いることが適当な場合は、外国語の使用も可とする。また必要により外国語による記載をする場合は、日本語の訳文を付記又は添付すること。また、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位を使用すること。

15 本業務に関する事務の担当部局

下関市産業振興部産業立地・就業支援課

〒750-0006 下関市南部町21-19 下関商工会館4階

電話：083-231-1310

FAX：083-235-0910

電子メール：sgsangyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

16 施行期間

本要領は、令和7年9月25日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。